

車イス貸出しサービスのご案内

一時的に車イスを必要とされる方に対するの短期貸出しサービスです

- ♿ けがや病気などで自力歩行できるようになるまで使いたい
- ♿ 介護保険の車イス貸出しサービス利用開始までの間使いたい
- ♿ 旅行で使いたい等

◇ 貸出できる方

寝屋川市内在住で在宅生活をされていて一時的に車イスを必要とされる方

《 貸出できない方 》

- ・長期貸出しが必要な方
- ・入院中の方、福祉施設に入居されている方
- ・介護保険で要介護2～5の認定を受けられている方(介護保険のサービスで対応をお願いします)



◇ 貸出期間

貸出日より6ヶ月以内

◇ 貸出料

10円/1日 (メンテナンスの費用として、車イス返却時に精算させていただきます)

◇ 貸出・返却方法

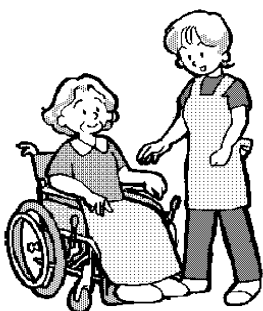
貸出は「車イス貸出し申込書」に必要事項(申請者と利用者の氏名・住所・電話番号と利用者の年齢、介護保険認定の介護状態区分等)を記入いただき貸出しを行います

貸出、返却に伴う車イスの運搬は申込者でお願いします

貸出、返却は、社会福祉協議会窓口(平日：9時～17時30分※土、日、祝日の貸出し返却はできません)までお願いします

◇ 貸出の際に持参していただくもの

申込に来られる方の本人確認書類(免許証・保険証・マイナンバーカード・パスポート等)



お問い合わせは・・・

社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会

寝屋川市池田西町24-5 市立池の里市民交流センター内

TEL：838-0400(平日：9時～17時30分)

